

第1章 総則

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、鳥取県土木工事共通仕様書共通編第1編 1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

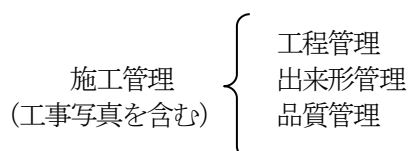
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、鳥取県県土整備部(各総合事務所、西部総合事務所日野振興センター県土整備局及び各県土整備事務所を含む。)が発注する土木工事に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と平行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

ただし、工事成績評定要領において工事成績の評定対象外の工事については、監督員が特に指示した場合を除き、点数に関わらず出来形管理図表の作成を省略することができる。

(3) 品質管理

ア 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとし、その管理内容に応じて、品質管理図表を作成するものとする。

イ この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(ア)～(エ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

ただし、(ア)～(エ)の条件に該当する工事であっても、監督員が必要と認めた場合は実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

- (ア) 路盤 ※①②のいずれかに該当
 - ①施工面積が 500m² 未満の場合
 - ②仮設道路の路盤
- (イ) アスファルト舗装
 - 同一配合の合材が 50 t 未満の場合
- (ウ) 土工
 - 施工規模が 50m³ 未満の場合
- (エ) コンクリート
 - 均しコンクリート、捨コンクリート等の場合
- ウ 試験場所
 - 品質管理における、試験または測定は、次の場所で行う。なお、以下によりがたい場合は、監督員と受注者が協議の上定める。
 - (ア) 受注者の試験室または受注者から委託された民間試験機関
 - (イ) 工事現場
 - (ウ) 工場製品の製造工場
 - (エ) 公的試験機関または財団法人鳥取県建設技術センター
- エ 小規模工種
 - 品質管理基準「1. セメント・コンクリート」、「19. 吹付工」、「20. 現場吹付工」及び「26. コンクリートダム」における小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。
 - ・橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種。ただし、石・ブロック積（張）工、大型ブロック積工、巨石張（積）工、補強土壁工における基礎コンクリート・胴（裏）込コンクリート・天端（調整）コンクリート・小口止コンクリート等で設計強度が 18 N/mm² の無筋コンクリート（用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する構造物を含む）は小規模工種に含むものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。また、測定しない箇所についても、規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000m³ 以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成 25 年 3 月 15 日付け国官技第 291 号、国総公第 133 号）による。ただし、「TS を用いた出来形管理要領（土工編）」は「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に読み替えるものとし、「TS を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TS を用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、移「地上動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。

河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。